

長野県食と農業農村振興の県民条例の概要

1 条例の目的と主な定め

食と農業及び農村の振興に関する基本理念とその施策の基本事項を示し、長野県の食と農業農村の持続的発展を図ることを目的とした条例で、理念の実現に向け、食と農業農村振興計画の策定と審議会を設置を定めている。

2 条例の基本理念(第2条)

安全で良質な食料の安定供給の確保
農業の持続的な発展

農業・農村の多面的機能の発揮
農村の生産・生活環境の整備による振興

3 長野県食と農業農村振興計画の策定に関する事項

基本理念に則り、食と農業・農村の振興に関する施策を総合的に策定し、実施(第3条)
施策の策定及び実施にあたっては、農業者・関係団体・市町村・消費者と協働に努める(第3条)
施策を総合的、かつ計画的に実施するため、具体的な数値目標を示した「長野県食と農業農村振興計画」を定める。(第9条)
計画策定には「長野県食と農業農村振興審議会」の意見を聴き、反映する。(第9条)
毎年、県が実施した施策の実施状況等について議会に報告し、公表する。(第8条)

4 長野県食と農業農村振興審議会に関する事項

調査審議する事項(第26条)

振興計画の策定に関する事項 県が実施する基本的施策に関する事項

審議会委員(第27条)

「審議会」の委員20人は知事が任命する。(委員の任期2年)また、委員は地方事務所の管轄区域ごとに少なくとも1名以上任命する。

【委員は次に掲げる者のうちから20人を任命する】

農業者代表 4人・農業関係団体代表 3人・市町村代表者 3人
県議会議員 2人・消費者代表 4人・流通食品事業代表者 2人・有識者 2人

部会(第31条)

「審議会」には地方事務所の管轄区域ごとに部会を設置する。

5 県が実施する基本的な施策(第9条～24条)

農業の総合的な振興・農業経営の安定等・農畜産物の生産及び供給等・農業技術の向上
環境と調和した農業の推進・地域特性を生かした農業の促進・農畜産物の販路拡大
農村及び中山間地域等の総合的な振興・農業生産基盤の整備等
農業の担い手確保等・農業関係団体との連携強化・消費者団体との連携強化
多面的機能に関する県民理解の促進・都市と農村との交流の促進
食育の推進・地産地消の推進